

宮津市創業等支援事業補助金

創業や業種転換等
チャレンジするあなたを応援します



対象者等

令和6年4月1日～令和7年1月31日に、次のいずれかの事業を開業する事業者

- ① 新規創業
- ② 移住を伴う事業所の移転
- ③ 業種転換（既存事業とは異なる事業を開始する）
- ④ 店舗拡充（既存の店舗等に加え、同じ事業で新たな店舗を開く）

※ 市税を滞納している場合等、不支給になる要件があります。

◆本補助金は事業内容や審査会での評価等に応じ、市で決定します。なお、同じ事業者が複数件申し出ることにはできません。

補助金名	予算額	対象事業
創業等支援事業補助金	4,000千円	①～④の事業

補助率

1 / 2 以内 ※消費税を除いた額、1万円未満切り捨て

補助額

創業等支援事業補助金
**50万円 または
100万円**（空き家等を活用する場合）
※活用する空き家等の取得日、所有者に条件があります。

募集期間

令和6年6月3日(月)～7月31日(水)

審査会

補助金は、有識者等で構成する審査会における評価を参考に、予算の範囲内で優れた事業から順に採択します。

[裏面もご覧ください →](#)

審査申出書送付 相談・問合せ

宮津商工会議所 経営支援課【宮津市委託事業】
〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2054-1
TEL : 0772-22-5131
Mail : shienka@miyazu-cci.or.jp

※審査申出書等の様式は市HP（QRコード参照）の他、当課窓口及び宮津商工会議所に配架しています。



対象経費

新たな事業を行うにあたり必要となった経費

(令和6年4月1日～事業完了日までの期間)

※事業開業日とは、交付決定した事業内容のすべてを完了した日をいいます。

<対象外経費>

- 運営に係る経費（人件費・単価3万円未満の備品購入費・消耗品費等）
※ ただし、対象事業実施に向けての技術習得等研修経費、コンサルティング経費は対象とします。
- 対象事業と直接関連がない経費、内容・支払いが確認できない経費
- 使用目的が対象事業に限定できない経費 等

審査会

審査会予定日：8月下旬

申出内容を提出者から聴取するため、審査会では申出者によるプレゼン（5分程度）、質疑応答（25分程度）を行っていただきます。

<審査会での評価ポイント>

- 事業の実現性
運営体制・収支見通し・販売戦略等の計画は確かか。
- 事業者の適正
事業実施にあたって十分な知識・ノウハウを有し、継続的に運営できるか。
- 波及効果
周辺地域、他事業者等にも好影響を与える仕組みがあるか。地元発注に努めているか。
- 書面のわかりやすさ
事業計画がしっかりと読みとれる書面（計画等）が作成されているか。

※審査会の結果

応募数や審査結果によって、減額または却下する場合がありますことをご留意ください。なお、審査内容についてはお伝え出来ませんのでご了承ください。

提出書類等

審査を申し出る方は、下記の書類を作成し提出してください。
同意・宣誓書に印字した場合を除き、押印・訂正印は不要です。

審査申出

- ①令和6年度宮津市創業等支援事業補助金 審査申出書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1-1）（3ページ）
- ③収支予算書（別紙1-2）

複数の事業者と連携する場合、以下の書類を全員分提出してください。

- ④同意・宣誓書（別紙1-3）（代表者の方の署名または押印が必要）
- ⑤履歴書（別紙1-4）（個人の場合）または
団体等に関する概要書（別紙1-5）及び履歴事項全部証明書（法人の場合）

※⑤については、連携する事業者全員分提出してください。

その他添付資料（事業の内容に合わせて提出してください）

- ・対象経費の見積書の写し及び備品等の資料（カタログ等）
- ・建物の外観イメージ（建物を新築・外観を改修する場合）
- ・改修場所の現状写真、図面の写し（建物を新築・改修する場合）
- ・空き家等建物の所有関係が確認できる書類等（補助金上限を加算する場合）

その他注意点等

本補助金の審査に際しては、事業計画の実効性が求められます。商工会議所・金融機関等の認定支援機関による専門的な経営指導を受けた後に審査申出を行っていただくことをお勧めします。※必須ではありません。また、相談されたことにより審査会での評価が上がるわけではありません。